

# 平成20年第5回東大和市議会建設環境委員会記録

平成20年10月10日（金曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	関田 貢 君	副委員長	吉野 孝 君
委員	粕谷 久美子 君	委員	長瀬 りつ 君
委員	中村 庄一郎 君	委員	押本 修 君
委員	尾崎 信夫 君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

15番	関田 正民 君	19番	御殿谷 一彦 君
21番	大后 治雄 君	22番	二宮 由子 君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	西永 宣昭 君
議事係長	小島 裕治 君	主 事	新井 利恵 君
主 事	指田 弘安 君		

## 出席説明員（4名）

副市長	小飯塚 謙一 君	建設環境部長	並木 俊則 君
建設環境部参事	乙幡 修爾 君	ごみ減量課長	福島 啓二 君

## 会議に付した案件

### （1）所管事務調査

暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について

午前 9時30分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから平成20年第5回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 所管事務調査、暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について、本件を議題に供します。

初めに、所管事務調査の進め方について、当委員会としての方向性を確認しておきたいと思いますので、御意見をいただきたいと思います。

御発言をお願いいたします。

○委員（長瀬りつ君） 委員会の方向性ってどういう意味ですか。

○委員長（関田 貢君） 皆さんにお尋ねしたいのは、私たちは全員協議会で9月19日に理事者より「暫定リサイクル施設の建築経過等について」という説明を全員の委員のメンバーが聞いております。そういう中で、その全員協議会では委員は2回以上の質問ができないというような件もありまして、建設環境委員会で中身を充実する質疑をしたいというような意見をいただきまして、この委員会が立ち上がりました。

そういう意味で、暫定リサイクル施設の建設経過についての枠組みっていったらばおかしいかもしれないけれど、理事者の資料をもとにして、私たちこの中身をそれぞれの委員の皆さんに質疑をしていただいて、ただしていくということになるかと思えます。これで長瀬さんよろしゅうございますか。

○委員（長瀬りつ君） 建設環境委員会で特定事件調査にしようと言ったのは、全協の前だったですよ。全協は19日でしょ。建設環境委員会はそのもっと前ですから、別に全協の説明を受けてこの委員会をしましょうとなったわけじゃないですよ。ですから、全協ではもちろん説明はいただきましたけれども、当然2回しかできないのは皆さん御存じであるわけですし、あの説明で十分だとは思っていませんので、それよりも前に委員会で特定事件調査にしておいてよかったなというのがあれなんですけど、それ以上方向性というのは——方向性という意味がわかんないんですけど。

○委員長（関田 貢君） 進め方について皆さん委員の——お聞きして、そういう方向性でいかがですかと、当然皆さんも全員協議会が開かれる前に、9月10日の新聞報道で皆さんはこういう中身のことは十分熟知していると思いますけれど、ですからその皆さんが、そういう新聞報道の中身からよることと、今長瀬委員が言われたように、全員協議会がその後開かれたということも事実です。ですから、そういう意味合いの中で皆さんの委員会でこの中身を審議していただきたいと委員会を立ち上げたわけですから、その方向を新聞記事の中身でいくのか、あるいはそういう全員協議会の後で報告された中身をもって、ある程度方向性を委員の皆さんで見出したらいかがなものかと、そういう意味合いで委員長のほうから今申し上げました。そういうことです。

○委員（長瀬りつ君） 全協でいただいた資料もございますけれども、それらに基づきながら委員さん一人一人が疑問に思われる点をただしていけばいいのではないのでしょうか。

○委員長（関田 貢君） はい、わかりました。

じゃそのように。

ほかの委員の皆さんどうですか、今の意見に対して。

よろしいようでしたら、今長瀬委員の言われたように……。

それでは、所管事務調査の進め方については、ただいま御協議をいただいたとおりとしたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

これより質疑を行います。

○委員（吉野 孝君） まず確認なのですが、前回の全協の資料の中で、暫定リサイクル施設の建築経過の中にあった資料の中で、この施設が指摘されている、要するに改善を指摘されている部分として、斜線の部分だという説明がありました。これは図見ればあれなんです、しかしこの中で見ると指摘されているのは、例えばA棟、C棟、D棟についても建築構造不適という形での指摘がされているんですよね。

○委員長（関田 貢君） ちょっと暫時休憩して、今言われたこの資料のない方に資料配付しますので。

午前 9時36分 休憩

---

午前 9時37分 開議

○委員長（関田 貢君） 会議を開きますので、よろしくお願ひします。

○委員（吉野 孝君） 全協で出された資料の中から質疑をしたいんですが、その5ページに暫定リサイクル施設の現況図というのがありました。この中で、下にも書いてあるとおりに、斜線の部分というのは改善を指摘されている部分として斜線が引かれていました。しかし、この3ページの指摘の中では、例えばA棟、C棟、D棟については、建築構造不適という指摘がされていることですよね。そういうことでいえば、このA棟、C棟、D棟についても不適だということなので——指摘されている部分ですから、当然やはり全施設が指摘されているというふうになるのではないかと思うんですが、この点も確認したいんですが。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 今回、建築指導事務所のほうから御指摘いただいた部分というのが、その5ページの部分というところでございます。そういった中で、建築基準法上の確認申請をとっている部分、また建築基準法の確認を要さない部分、そういうところについては改善を指摘されている部分から除いているというところございまして、現況の中には確認申請、先ほどの3ページの話がございました、構造の不適なもの、それと無通知増築等、当然それが併用した部分もあるというところでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） そうすると、この指摘されている部分というのは、すべてにわたって構造の不適だとか、それから申請がされていないだとかいうことについても、すべてがこの施設全体がそういうことだということでもいいですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 当時建築確認をとった建物、それに増築を重ねていった、そういった内容の中に、そういう無届けなもの、あるいは建築工事が不適だったもの、例えた例でいきますと、屋根の部分に例えば明かり取り、そういうところに塩ビ製品使っていたりとかというようなところを指摘されたりとか、具体的には、状況的には建築確認がとられていない部分、本来は増築であっても建築確認が必要だとかというような部分も踏まえまして、このような5ページの図にしたものでございます。そういった中で、当然適法上に問題としてある部分は、その斜線から除かれているというところでございます。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 今の言い回しについてなんですが、当然今建築確認だけの話じゃなくて、構造そのものについてもやはり指摘されているという点でいえば、この施設全体がやはり問題があると、指摘されている部分だったということだと思うんですよね。その点はやはり今の答弁の中では確認できるのではないかと思うん

ですが、それでよろしいですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 確認申請をとって建築構造が確認に当たるような部分、そういったものにつきましては、当然我々改善ということじゃなくてですね、あくまで先ほどお話ししましたとおり、構造が不適なもの、または無通知で建築したものというところの改善を御指導いただいたというところでございます。

○委員（長瀬りつ君） 全協のときにいただいた資料の2ページの3、暫定リサイクル施設の建築費用等というふうにあります、この中で消耗品費の内訳を教えてください。

それから、使用料及び賃借料も内訳を教えてください。

それから、A棟、B棟の増築された部分は、いつという日付が書いてないんですが、この建築費用等から見ると、原材料費というのが使われているのが平成11年度と平成12年度になってはいますが、これがA棟、B棟の増築をされた部分の費用というふうに考えてよろしいのかどうか、増築の年月日を教えてください。

それから、C棟、D棟については、平成17年の3月建築となっておりますが、それはこの平成16年度の原材料費と委託料という形の記述がありますが、これに相当するものなのかどうか、これとはまた別のものなのかどうかを聞かせてください。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 消耗品の関係ですけれども、かなり細かくなって申しわけありません。

平成10年度については、これについては恐らくこの材料に使ったものではないのではないかと引き出したものでございます。イヤーマフラー、杉板、スプレー、スポットクーラー用延長ダクト、セメント、ダイヤモンド刃、たるき等々でございます。

平成11年度につきましては、アルミテープ、クリアラッカー、コンパネ、シート、杉柱角、セメント、タッピング、たるき、布やすり、針金、ベニヤ板等々でございます。

平成12年度につきましては、エルゴ、カラートタン、くい、クランプ、コーススレット、サッシュ下水切シルバー、たるきどめクランプ、トタン、波板、ビス等々でございます。

平成13年度につきましても、同じような内容なんですけれども、安全ネット、薄め液、カラートタン、砕石、自在クランプ、たるきクランプ、ベニヤ、油性ペイント、ラッカーシンナー等々でございます。

平成14年度につきましても、同じような内容ですが、足場パイプ、網入り波板、カラートタン、たるき、ビス、軒とい金具等々でございます。

平成15年度につきましては、網入り波板、カラートタン、コンパネ、自在クランプ、ステン平板、たるきどめクランプ等々でございます。

平成16年度につきましては、合せユス、塩ビパイプ、かけや、砂利、ボルト、丸座等々でございます。

平成17年度でございますが、網入り波板、オールアンカー、コンパネ、たるき、セメント、ステップルなどでございます。

平成18年度につきましては、2連クランプ、境界石、専用フックボルト、単管パイプ、単管パイプキャップ、レジノガード等々でございます。

平成19年度につきましては、網入り波板、カラーワイヤー、クランプ自在、細ビス、たるき、トタン板、ラワンベニヤでございます。

それと使用料賃借料につきましては、これはA棟とB棟につきましては、いわゆるリース契約した建物、建築確認とった分につきましては、リース契約した建物でございまして、その賃借料を記載したものでございます。

以上でございます。（「平成16年度の原材料費と委託料」と呼ぶ者あり）失礼しました。

原材料費の関係でございますが、16年度の原材料費の関係でございますけれども、原材料費については、いわゆるC棟の建築原材料費でございます。それと委託料につきましては、この建設に伴う工事等につまきして、シルバー人材センターのほうに委託をしましてのその金額でございます。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

---

午前 9時53分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 先ほど平成16年度の原材料費、委託料についてはC棟ということで御説明しましたが、D棟の一部も含むということで訂正させていただきます。

あと、増築部分につきましては、平成6年度以降、平成7年度以降だと思うんですが、徐々にやっております、いつの時点で何をというのは把握できてない状況でございます。

以上でございます。

○委員（押本 修君） そもそもこのA棟のリース物件、もともとのリース物件の部分と、それからB棟のリース物件の部分、こちらは建築確認をとっているということなんです、それ以降の増築部分についてはとらないで今まできたということのまず理由ですね、その経過の説明をしてください。

それともう一つは、6月24日に北多摩西部消防署が現地調査ということなんです、これは毎年来ているものなのか、それともたまたまこの年にあったのか、その辺の説明をお願いします。毎年もしやっているものだとしたら、なぜ今までその辺の状況が確認されなかったのかという、その辺の御説明をお願いいたします。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） A棟、B棟につきましては確認をとり、その後の話というところで、なぜかというところがございます。そういった内容の中に、私どものほうも、やはりこの建物自体の性格が仮設作業所というような内容での位置づけ、そういったものも含めまして、やはりその建築確認という行為が必要かどうか、そういうところまで深く掘り下げないで実施してしまったというようなところが実状だというふうなふうに考えてはおります。

そういった内容の中で、6月24日に消防署のほうで現地を調査しました。これにつきましては、まずこの施設自体でプラスチック等を扱っているというような内容の中で、消防署のほうはどういうものを扱っているか、そうした中で現地視察ということでございますので、定例的な視察というところではございません。たまたまそういう内容の中で現地視察があったというところで、指摘がされたというところがございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 今のは途中経過しか説明されていないし、そもそもじゃあこの暫定リサイクル施設がなぜ必要になったのかというまず基本的な部分から、市はここに暫定リサイクル施設をつくったという——まず市の行政として何をしようとしたのかっていうのがあるわけですね。そういう説明がないんですか。結局この暫定リサイクル施設が何であるのかがまず大事なんで、そこからスタートして行って、なぜこれが順番に徐々にふえていったのかということをきちっと説明していただかないと、この資料だけでは、何かこの暫定リサイクル施設の今回の問題の部分だけしか取りざたされておられませんので、なぜこのような単管を使ってこう

というような施設にしたのか。またそもそものA棟、B棟についての建物の使用にしたって、建築確認をとったということがあるわけですから、その最初のこれを、ここに暫定リサイクル施設をつくるということについての基本的な考え方は何だったんでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） そもそもリサイクル施設の必要性、そういった内容の中には、平成6年から位置づけられて、もろもろの空き缶とか瓶、そうしたものをどのような形でリサイクルしていくか、そういった内容の中で、平成6年度に暫定的にこういう施設でまずは進めようといった中で、このリサイクルが進みました。そういった中で市の方では、専門的にこれをやるようなリサイクル文化センター構想、そういうものも当時ございました。そういった中で、今の施設があくまで仮のもの、いわゆる暫定というような位置づけにしたということは、将来的にはそういう大きな施設を持ってリサイクルを進めていこうと、場所的にはこの場所で行おうというようなところで暫定が始まったと。

内容の中で、その暫定がなぜ今までかという話になりますと、またそれが、平成15年から我々小平・村山・大和衛生組合のほうの3市共同の資源化の前段で、ごみゼロプラン検討会等で、やはり今のリサイクルについては3市共同でやったほうがコスト的にもいいんじゃないかともろもろがございました。そういった案件の中に、そのリサイクル文化センターが凍結になった次に、またその3市共同の話、そういったものがこの場所で行われる可能性を示したというところで、凍結のまま暫定が継続されたというのが現状というところですから、あくまで我々としてはこの施設自体が暫定という意味合いは、あくまで施設的にはそういう基本計画を持った内容の中に、暫定という位置づけで稼働してきたというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） ほかの委員の皆さんどうですか。

○委員（長瀬りつ君） さっきの続きなんですが、先ほど消耗品費について御説明をいただきましたけれども、シルバー人材センターに委託の契約をしていますよね、運営については。その委託の契約の中で、消耗品の取り扱いについては書いてないんですよね。情報公開請求で取りました。シルバー人材センターの契約書についてはとってあるんですが、その中に消耗品の取扱いは書かれていないんですよ、契約書の中には。だから協定書か何かあるんでしょうかね。消耗品の取り扱いというのはどっちが負担するのかというのはあるでしょう。それが委託契約の中にはないんですけど、まずそれを聞かせてください。

○ごみ減量課長（福島啓二君） シルバー人材センターの委託については、その作業について委託をしているところでございまして、消耗品、その他については市の予算で執行しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 特に協定書のようなものはつくられていないということでしょうか、消耗品に関しては。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 消耗品に関するいわゆる協定とかは、結んでいない状況でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） A棟、B棟がいつ増築されたのかというのが全くわからない状況にある中で、このC棟、D棟——D棟じゃないな、C棟だけでしょうか、この剪定枝の再資源化のこの施設ですが、これ1,881万6,000円補助金を得ていますよね、建てるのに当たってですよ。この補助金の申請書等あるのでしょうか。

いいです。なければ後でいいです。後でもらいますからいいです。

それと、この暫定である、そのごみ処理施設というものに位置づけられていない理由として、全協のときにも聞きましたけれども、一日の施設の処理量が5トン以上のものがごみ処理施設というふうな位置づけになる

という環境省令で決まっているわけですね。それで、その4.9トンだから5トン以下だからという説明をされたことは覚えていらっしゃるだろうと思うんですけど、確かにこの間10月の3日に、衛生組合で議員の勉強会があったときにいただいた施設の概要については、プラの減容機が80キロパーアワーになっていたんですけど、市民懇談会をやっていますよね。そこで第3回の7月1日に市民懇談会で出された施設の概要のところには、プラの減容機は約120キロパーアワーというふうになっています。それで、一応多摩環境事務所にも聞いたんですけど、確かにその処理能力というのが、すべての機械の処理能力を足したもので計算するというふうに言われたんですね。空き缶の圧縮に関しては、これ300キロパーアワーが2基あるんですね。だから全部足すと——1日稼働5時間というふうに説明されましたよね。その辺の資料の違いと空き缶の圧縮選別機300キロパーアワーが2基あるということについて、これ全部足すと明らかに5トン超すんですけど、もう一度御説明願えますか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） プラ減容機でございますが、現在の能力は時間80キロでございます。これ平成19年7月に要するに購入したものでございまして、平成19年7月からは約1時間当たり80キログラムの処理能力でございます。あと缶の能力でございますが、これはアルミ缶、スチール缶別々にそれぞれ1時間当たり300キロの処理能力があるということでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） そうすると300キロが2つ、それからプラの減容機が80キロ、ペットボトルの減容機が300キロ、それから剪定枝の破砕ですよね、これが5時間で1.5トンとなっていますから、これ全部足したら5トン超すんじゃないんですか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 日量4.9トンにつきましては、プラの減容機、アルミ缶・スチール缶の減容機、ペットボトルの減容機合わせて4.9トンという計算をしております、チップのほうについては別カウントとしたいという見解を得ているところでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） どこからの見解ですか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 東京都でございます。

○委員（長瀬りつ君） きのう私東京都に聞いたんです。そしたら、その施設においてある機械の能力をすべて足したものでいいですというふうにおっしゃっていたので、これすべて足すと5トン超すんですけど、それから——その見解の違いをもう一度確かめてみます。

それと1日5時間稼働というふうにおっしゃいましたけれども、先ほど言いましたシルバー人材センターの契約書は、月曜から金曜までの午前9時から午後4時という作業時間になっていますよね。少なくともお昼の1時間、特にその休憩、休憩時間の考え方も何もたし書きも何も書いてないのでわからないんですけど、書いてないということはお昼休みを1時間とって、6時間が稼働時間となるかというふうに思うのですが、1日5時間というふうに言われた理由を聞かせてください。

○ごみ減量課長（福島啓二君） おっしゃるとおり、シルバー人材センターの委託の作業時間については9時から4時でございますので、休憩、昼休み1時間のほかに午前中30分、午後30分の休憩時間をとっているところでございまして、実質的には1日4.5時間で作業をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 午前、午後のその休憩時間というんでしょうかね、休憩時間と休憩時間と何か考え方が

違うみたいなんですけど、これについてはじゃあ委託、この契約書の中には記載はされないものなんですか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 作業日程の中の運用で処理しているところでございます、契約書のほうには記載してございません。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） それから、先ほど補助金についての申請書は欲しいというのはお願いしたんですけど、原材料費ですね、平成11年度、それから平成12年度、それと平成16年度の原材料費、これ支出負担行為の伝票残ってますかね。もし残ってなければ会計伝票があると思うんですけど、福島さん会計課長だったですからね、3月まで、わかると思うんですが、会計伝票があれば出していただきたいんですけど、中身がわからないんですよ。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 市の伝票の保存年限の関係でございますが、負担行為については5年、支出命令については10年というふうになっているところでございます。

あと、先ほど補助金の関係でございますが、補助金につきましては機械のみの補助ということでございます。以上でございます。

○委員長（関田 貢君） ほかの委員の方。

○委員（粕谷久美子君） この間全協で説明していただいた資料の2ページのところなんですけれども、下の7月17日のところに、「暫定施設における仮設的な建物でも建築確認申請が必要である」とか、「建築確認をとるためには、構造も適合したものとする」というようなことが書かれてあったんですが、このときの担当課の説明では、建築基準法、消防法にたけてなかったというようなことをおっしゃっていました。そういうたけてなかったという行政側の回答というのは、どのように理解していいのかわからないので、もう一度この点どういうふうに確認申請をとってなかったのか、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） リサイクル施設の建物自体が仮設的な意味だということは、先ほど御説明させていただきました。そういった中で、その仮設的なもので一時的なもの、そういったものでも確認をとる必要があるというようなところで、そのところの考え方に若干我々甘いところというところで説明させていただきました。そういった中で、やはりこの仮設的な意味合いをもってしても確認申請をとるものというような前提が、やはりその時々のお考え方も当然でございます。そういった中で、私どものほうでは、今となってみれば当然それは必要だと。ただ当時につきましては、そういった経緯からもろもろが必要でないという判断をされたといった意味で、当然私どもも今現在を含めて建築指導事務所に相談に行ったというところでございます。現況は我々としてもそういった建築行政または消防法、そういったものにすべて精通していればよろしいんですけども、そういった面では、やはりいま一步踏み出したものがなかったというのが今回の現状というところでございます。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 庁内の中で、こういったものを環境課だけではなくて、仮設的なものだとしてもそういったものの認識を確認するような場所というのはないのでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 実際ケース・バイ・ケースということで、これが確認を要するか云々、そういうのを想像論でいうところじゃなくて、やはりそういった意味では特定行政庁に当然相談を持ちかけなきゃいけない部分、そういった意味では、我々建設行政に関しましては、東京都の多摩建築指導でやっていただいておりますので、そういったことの連絡を密にしていける必要があったと、今後もそういうふうに連絡をしな

がらこういったものを相談し、こういったことのないようにというところで考えています。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 先ほど消耗品費、平成10年度から説明をいただいたんですけども、この中でいろいろな資材を注文されているんですけど、必要なものの調達に関してっていうのは、これを建てるためにこれが必要だというような方向で言っていると思うんですが、その必要だというふうに言われた方と、これを許可する——建てる資材に関しては行政側の予算ということなので、この辺はどういう方が許可をされているかという、その点をちょっとお伺いしたいんですが。

○ごみ減量課長（福島啓二君） この消耗品の関係でございますが、いずれにしても市のほうで、この材料を利用してこういうことをしてくれないかという、いわゆるこれは想像の部分でございますが、市の方で材料を購入してこれをこういうふうにしてほしいといった話で作業が進んだものと思っております。この消耗品の購入につきましては、基本的に課長決裁できますので、課長の決裁で行ったということでございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ちょっとお聞きします。

今までの質問と、それから答弁の内容をちょっといろいろ把握してみますと、まず暫定リサイクルという施設、まず今回指摘のありました建築申請が確認についてはされていない部分というのは、まず一つは、これあれですか、消費の頻度というかそういうものによって、その都度増築されたものなのか。実は暫定でありながら、その都度増築していったということは、これはどういう形で、どういう——その最初の目的ですね、基本的な考え方というのを先ほどある質問で出しましたけども、そこのところですね。あくまで暫定施設という文言、それから仮設的な建物だという考えから、建築確認の申請が必要であると考えなかったという答えもありまして、実際には建築確認というのは屋根の面、屋根がある以上は建築確認をとらなきゃいけないというのは基本的な考え方なんですよね。それを暫定でありながらふやしていったという考え方、この暫定というのは、じゃあいつまで暫定でどういうふうな形でやるのかということも含めて、ちょっとそれをお聞きしたいなというふうに思います。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 状況的には、当然当初からこれは確認申請をとった建物で実行してました。そういった内容の中では、その後の増築とか先ほどのC棟の関連、そういったものがなぜ確認をとらなかったといった意味は、やはり我々もそういった意味でこの部分が実際上の私どもの建築というところじゃなくて、先ほどの当然私どもが建築確認をとった部分というのも、実質上は先ほど御説明した使用料及び賃借料ということでリース契約してございます。そういった中で、建物自体が私どもが実際上建築確認をとったというところじゃなくて、リースの建物をあそこに置いているというところでございます。そういった内容の中で、やはり当初から私どもがそれ自体が建築確認云々という話で進む話であれば、当然そういった内容の中でその部分に継ぎ足した部分であったとしても、その確認申請云々という話は当然出てくる話だと思います。

ただその先ほどから私のほうでお話ししている、その暫定云々とか仮設とかそういう部分に関しましては、やはりこの施設自体の今後の計画自体が当然最終的にここですべて完結というところで、あの部分だけでいいのかともろもろ新たな計画を持ってやる、それまでの間の暫定といった意味合いのものでこのリサイクルが進められているというのが実状というところで、平成6年から今まで暫定というのは、御指摘受けて当然の話だと思います。ただ我々としても、そういう最終的な先ほどお話ししたリサイクル文化センターとか、3市共同施設とかもろもろのやはり計画がございまして、そういった内容の中では、私どもが当初から進めているリサ

イクル計画の中には、当然全市で拡大していかなくちゃいけない部分、そういった意味合いでは今の暫定施設ではすべてができない、そういった内容の中では暫定でやらざるを得なかった部分もあったというところが実状というところでございます。

以上のような話でよろしいですか。

○委員（中村庄一郎君） ちょっと違うんだな。暫定でありながら増築をしていったわけですね。ということは、その先に何か目的があるわけですから、それをするわけであれば建築確認なんかにとって当然のことなんですよ。そうですね。だからあくまで暫定だとか仮設だとかというふうな考えばかりが先に立っちゃってるから、こういう考え方が出るんじゃないのかということがまず一つですね。

それと、そのリサイクルの文化センター構想というのは凍結しているわけじゃないですか。その中でまずこの建物自体、この構想自体をどういうふうにするのかということ、まず目的をまた新たに考えて、それでその上で増設をしていくとかそういうことならわかるんですよ。ただ消費に合わせてどんどんどんどん増築していったらよっていったら、目的も何も、計画も構想もなくなっちゃうじゃないですか。だから、そういうところにこういうところの盲点があるんじゃないですか、というお話をしているんです。だから、そういうところの計画性というのは、これから今後どうなんだろうという話を、それを聞かせてもらいたいと思うんです。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 御指摘のとおり、暫定だ仮設だ、そういう話も含めて、当然建築確認が必要だという認識でいかなくちゃいけない。そういった意味では、行政のそういった部分の考え方の認識が甘かったというところ、今御指摘のとおりだというふうには考えてはいます。そういった中で今後の話としましては、私ども今の施設自体、当然撤去を含めて、この建物自体で今のリサイクルが今後も継続してできるという判断で考えてはございません。そういった中では、先ほどの多摩建築指導事務所、消防署等の御指導をいただいた中で適法なものにして、このリサイクルを進めていくというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） これ、その増築というか、ふやしていった原因があるわけだね。ちょっとこれはわかりませんからですね、私ちょっと確認したいんですけどね。まず要するにこの地図上で5ページのこの各棟の配置図を見ていくと、A棟はアルミ缶、スチール缶がここに設置されていますよね。それからプラの圧縮機。それからB棟は瓶、ペットボトルとこうなっていますよね。増築部分というのはプラスチックの選別、それAのですね。B棟のペットボトルの選別、C棟は枝木、D等は置き場、その他アルミ・スチール缶の置き場だとかコンテナの洗浄機とかありますけども、これは要するに年度別に徐々にふえていったんですか。要するにその辺なんですよ。

要するに文化センターを建設しよう——当初しようとした。だけどそれは凍結したと。で、平成6年から暫定リサイクルになったと。じゃあその暫定リサイクルになる計画自身がですね、ごみ処理事業の中で何をこの順番にやろうとしたのか。例えば今プラスチックの収集は、モデルとして中央地区でやっているとか、それから枝木については、農家の枝木の処理の問題があってこれやったというのがあるわけですがけれども、これらについてちょっとこの理由というか、計画をしたところがあるからこういうことになるんだと思うんですね。ただ単に増築増築をしていったわけじゃないんだと思うんで、その辺の計画というのはしっかりしたものはあったんですか、ないんですか。

それからもう一つは、A棟、B棟はリースですね。これ10年リースですか。この使用料、賃借料から判断すると、これ単純な判断ですよ、15年ぐらいから低減していってます。多分そうすると10年リース契約か何か

でA棟、B棟それぞれこのやってきたのかなという感じするんですけど、そのリース契約するに当たってね、建築確認申請を市がやらなかったんですか。どこがやったんですか、これ。リース会社がやったんですか。それを知らずにいたということですか、市は。

○委員長（関田 貢君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

---

午前10時34分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 暫定リサイクル施設の増築等についての理由と伺いますか、ところなんです、平成6年度に開設いたしました。その当時機械があったのは空き缶選別機、圧縮機でございました。平成9年にプラの減容機を導入いたしました。その後平成12年には、ペットボトルの減容器を導入いたしました。その導入に伴っていろいろストックする場所であるとかをつくっていったのではないかと推測できるところでございます。推測というか、失礼しました、つくったのではないかと思います。

A棟、B棟の建築確認につきましては、リース会社のほうで建築確認をとったものでございます。

あと、ただいまのリースの契約でございますが、当初複数年契約をしてたところですが、現在は単年度契約でリース契約をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） それはわかりましたけれども、要するに、そのごみ減量事業との整合性はどうなんですか。暫定だったというのはそれは当然あれでしょ、何かその目的があったからこういうふうなことになっていったでしょ。なぜそのプラスチックの選別機を入れたのか、ペットボトル入れるとか、プラの圧縮機を入れたとか、枝木の破碎処理機を入れたとかあるわけですけど、それらは何らかの市としての計画があったんじゃないんですか。あるに当たって、こういう事業をするにはどういう施設が必要かという話にならざるを得ないでしょ。なっていないんですか。なってこういうものをつくったんじゃないんですか、そうじゃないの。あとはその事業者任せちゃうという——その建てたところとか、やった人たちに任せちゃったということになるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） ごみの基本的な考え方につきましては、当時からのリサイクルという発想、そういった面を推し進めていくといった内容の中で、市民の方の役割とか事業者の役割と同時に、市役所ではどのような形に持っていくか、それは当然循環型社会形成というような内容の中で、ごみの位置づけに関しては、やはりある程度の一定のサイクルを決めてやっていくといった内容の中で、私どもはこの暫定処理施設自体、これが現状としてはやはり時代にとってのそのリサイクルの必要性、そういったものが当然必要となる、そういった段階でやはりやっていかなくちゃいけないものは、ひいては最終処分場の問題等の関連も当然ございます。

そういった中で、全体的なごみ処理計画に基づいた内容の中で、先ほどお話ししたとおり、処理を全体的に計画する部分につきましては、当然ごみゼロプラン等の計画は持っております。そういった中で、今喫緊でやらなくちゃいけない問題、そういった内容の中では、私どもは今の暫定施設で当然やっていかなくちゃいけないものはこうですというところで拡大して行って、今の4.9トンという話がございました。そういった中でも、プランにつきましても全市拡大というような問題もございます。そういった内容の中で、それを暫定の中

でやっていくのは難しいといった中での政策を持って、平成21年4月からはその廃プラにつきましては委託でやっていこうとかいうような方針も当然出しております。そういった中では、今後につきましてもこのごみの処理、それがひいてはリサイクルをどうしていくか、そういった問題を含めまして計画に沿った形で展開していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 1点訂正を願いたいんですが、先ほどの押本委員からの質疑の中で、この施設に消防署が立入調査をしたのは定期的なものなのかどうかというところでの参事の説明では、市民のほうから東京消防庁のほうに防火体制についての指摘があり、それを受けて消防署が次の日に、6月の24日に現地立入調査をしたというふうに私は認識していますが、市のほうはそういう認識をしていないのでしょうかね。その辺はちょっと認識の違いがあると思いますので、訂正をしておいてください。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 確かに情報の点等も踏まえまして、我々消防署のほうからそういうお話を聞いた段階におきましても、当然私どもが出前講座で市民の方のところに御説明したときの質問にも、同じような形でこのプラスチック等が指定可燃物になるかというような御質問も受けてございました。そういった内容の中では、その時点では私どもは当然消防署のほうからも指摘されてますというような御回答も差し上げてございます。そういった中では、その以前から消防署のほうは、先ほど長瀬委員のほうからお話した内容で市のほうにそういった形で現地調査に来たというふうには認識してございます。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） であれば、そういうふうにきちんと説明しないといけないと思いますよ。出前講座は7月4日じゃなかったですか。7月4日ですよ。ですから、それよりもっと前の時点で市民のほうから指摘があったということですよ。ですから、その辺の認識、時系列きちんと整理しておいていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどA棟、B棟の増築については、いつの時点でどこをどういうふうにしたという記録がないというふうにおっしゃいましたよね。そうしましたら、このC棟、D棟の建築は、いただいた資料1ページには、平成17年の3月建築というふうになっていますね、C棟、D棟。この建築についての決裁文書、それから支出負担行為があれば支出負担行為伺票等あると思いますので、それは出せますか。

○委員長（関田 貢君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

---

午前10時44分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 平成16年度の原材料費及び委託料については支出負担行為、支出命令とも保存期間内に入っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） あるということですね。決裁文書も全部あるということですね。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 支出負担行為伺票及び支出命令票については保存期間内にあるということでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 回議用紙ありますよね。決裁文書も当然ついていきますよね、支出負担行為何票には。その中にはついていきますよね、当然、回議用紙。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 回議用紙については存在しておりません。  
以上でございます。

○委員長（関田 貢君） ほかの委員の皆さん。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 失礼しました。支出負担行為何票等には回議用紙が添付されていないということ  
でございます。回議用紙がほかにあるかは現時点では把握してございません。  
以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 何点が資料要求させていただいていいでしょうか。いいですか。（関田貢委員長「一応  
言っていて諮ります」と呼ぶ）先ほど会計伝票は10年分が残っているということでしたので、原材料費  
の11年度、12年度の42万7,653円と59万9,375円の分の会計伝票、それからC棟、D棟の建築については支出負  
担行為があるということで、それとプラス回議用紙、決裁文書ですね。決裁文書もいただきたいのと、それか  
らシルバー人材センターとの契約書をいただきたいです。その契約書の中に「作業日誌を作成し市に提出する  
こと」となっています。この作業日誌も資料として出していただきたいと思います。

それから、先ほど施設の処理能力についての計算の仕方が、市のほうは剪定枝のほうは入れなくていいとい  
うふうに言われましたけれども、私がきのう確認した限りでは、全部の機械の処理能力を足しますというふう  
におっしゃってましたので、この能力の計算の仕方について、もう一度委員長、確認してもらえませんか、  
東京都に。だって、足すか足さないかで5トン超すか超さないか決まるんですよ。

○委員長（関田 貢君） じゃあ長瀬さんの今の東京都の件、事務局から答弁させます。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 枝木の剪定枝の機械を導入の際に、東京都のほうに行ってお伺いしたというこ  
とです。そのときについては、別カウントしてもいいという話があったということです。私どもことし、  
ちょっと日付はつきりしないんですが、4月から5月に東京都多摩環境事務所のほうにお伺いしまして、その話  
をさせていただきました。そのときは当時の考え方を踏襲するという回答をいただいております。  
以上でございます。

○委員長（関田 貢君） はい、わかりました。  
ただいま長瀬委員から資料要求がありました。  
お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。  
ほかにありますか。

○委員（押本 修君） この前も全協でお話ありましたが、この指導ですね、指導に基づいて今後改修及び  
撤去をしていくということなんですけれども、今後のスケジュール等教えていただきたいんですけれども、お  
願ひいたします。

ここにも日付を切って、例えば応急対策計画書を9月17日までに提出、それから10月末までに対応完了等、  
日付を切って書いてあるものもありますので、その辺含めてお話いただければと思います。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 現在その作業のための事務手続を進めております。最終的に10月31日、指導事

務所の指示が、10月31日までで応急対応については完了せよという指示でございますので、今月いっぱいには応急対応については完了したいというふうに考えて——完了させなければいけないと考えております。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 直接関係ないかもしれないんですけど、来年4月から容器包装プラスチック収集の全市拡大ということが予定されているんですけども、例えばこの回収とか撤去ってことになると、これAとBに関してはそのまま許可もおりている建物でするので問題ないので直接は関係ないと思うんですけども、この辺のそのスケジュールに影響があるのかなのか、その辺を。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 平成21年4月に容器包装プラスチックを全市に拡大する予定でございます。それについて応急対応であろうが抜本的対応を図る必要があるんですが、それが全市拡大に影響を及ぼすことは今のところないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） このC棟の枝木のリサイクルですけれども、当初これ車で移動して、農家また公園等に行って、枝木を伐採してチップにしたものをこの置き場に置くと、どっかその置き場所を探しているんだという、当初そういう計画だったんだと思うんですが、そういう計画書も何もないんですか、これ。要するに、なぜこんなにでっかい施設、要するに屋根をつけるような施設にしなければならなかったのか。当初からこんな計画だったのかというところが、非常にやっぱり一番ここが問題だと思うんですけども、もう一つA棟、B棟をつくるに当たってはリース会社が建築許可をとったということですけども、じゃあC棟つくるに当たって、建築確認の申請の必要性というのは考えなかったのかですよね。この辺はどうでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 枝木のリサイクルにつきましては、先ほど尾崎委員のお話にあったとおり、逆に（尾崎信夫委員「市としてそこをちゃんと調べて答えろと言ってるんですよ」と呼ぶ）はい。私どものほうで一次破碎車、それに関しましては車です、ということで、例えば山の中に行ってそこをチップにする、それは可能です。

ただ、それに関しましてはあくまで一次チップというところでございまして、やはり今後の枝木のリサイクルを最終的にそれを肥料等に転換していく中には、やはり二次破碎、三次破碎というものが必要になってきます。そういった内容の中で、これに関しましては粉碎機をここに置いて、この枝木を最終的には三次処理まで行っているというような計画を持ってやったというところでございます。

それと、あとリースの関係につきましては、先ほどお話ししましたとおりA、B棟についてはリースというところで、C棟に関してはこのときにも当然屋根のつくような建物というところで、御指摘のとおり建築確認の必要性、当然それが考慮されなくちゃいけないものにもかかわらず、その点を先ほど話したとおり仮設作業所というような内容で、そういう手続をとらずに作成したというのが現状というところでございます。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 市民側から言わせていただくと——から考えると、やはりアルミ、スチール、プラスチックといったそういったものとか、あと枝木のリサイクルなど、リサイクルに必要なだということで、私は枝木のリサイクルなどはこの導入時もすごく必要なことだというふうに思っていたんですけど、結局は上物だけのことに私たちが賛成しているだけで、実際この場所がどういうふうな形になっていくということが全然わからないまま進められてきてしまっているということもあります。そういった意味で、市民の方たちへのこういった、今後に関してなんですけど、どういうふうに説明されるか、その辺お伺いしたい

んですが。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私ども、これが指導の内容を進めていくというようなところで、期間的な問題もございます。そういった中で応急対応しなくちゃいけない部分、そういった面では今月中に何とかしなくちゃいけない、そういうところと、あと来年に関しましては、この暫定リサイクル施設自体のあり方も含めて、やはり何らかの形を当然私ども計画を持ってお示ししなくちゃいけない。そういった中では、市民に、当然そういうものを今後どうしていくか、それがやはり私どもの説明責任というふうには考えておりますので、機会をとらえまして、市報、ホームページ等で今の現状と今後の計画を含めて、当然周知していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 今回の枝木のリサイクルのことなんですが、ここのC棟自体が違反という、確認をとっていないということなので、今後ここの場所はどのように利用していくのかをお伺いします。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどの応急的措置というような内容は、このリサイクルをとめないで何とか対応できる方法というところで、このC棟自体の違反構造の部分に応急対応でやるというところは、あくまで応急的なものでございます。そういった内容の中で、枝木のリサイクルをじゃあここでどういう形でできるのか、それはやはり建て替えとかもろもろも含めて考えなくちゃいけない問題というところで、当面はその今の応急的対応の中で、このリサイクルをとめない方向、それと同時に枝木のリサイクルを今後どうしていくか、それをまとめて計画を持ってお示ししたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 先ほどの、この施設全体が建築確認だとか、また構造的に問題が指摘されているのがこの全施設だということですが、これに対する、建物に対する課税の問題なんですが、これはどうなっているのかというところは……。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 今ちょっと私どものほうも、そこまでのところ精査したところございません。そういった中では、市の施設ましてやそういったもので先ほどのリース契約したもの、そういったものがどういう形での話か、ちょっとそれはお時間いただければというふうに思っています。

○委員（長瀬りつ君） 先ほどは4月か5月に多摩環境事務所に当時の考えを踏襲するというふうに答えをいただいているということですが、根拠も含めて文書でいただきたいと思います。

それから、指定可燃物のプレートを張られましたよね。それらについて消防法の関係ですが、防火管理者は置かれたのでしょうか。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 防火管理者の関係でございますが、防火管理者については床面積が1,500平方メートルを超えた場合は置くような規定があるというふうに認識しておりますが、1,500平米合計で超えていないことから、その施設においては置かなくてもいいというような認識でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） あとD棟については、これは何ゆえにこの置き場をつくったのか。まさに消防法で問題のある施設ですよ、これ大きな問題の場所なんだと思うんですけど、これはどういう理由でこれ建てたのか。特に燃えやすいものがあるわけですから、いざ火が出るといことはあり得ないかもしれないけれど、ああいうところの施設ですから、悪い人が——たまたま事故がなかったからよかったのかもしれないけれども、大変なことになるわけですけども、そういう認識でこのD棟というのは考えていなかったのかということですよ、

問題は、それはどうなんでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） D棟につきましては、御承知のとおり各置き場というところになってございますが、その置き場という意味は、やはり製品化したものを右から左というわけにいかないものを、ある程度回収の期日がございます。そういった期日までをここでストックする場所という前提でございます。

それで、先ほど消防法のほうがございました。そういった内容の中では、やはりこういう置き場が燃えやすい材料等を使っていれば、当然消防のほうでの御指摘があるというところがございます。そういった中で今後につきましては、このD棟自体のストックについては、今のような形ではなくて、野積みの状態で当面は対応していきたいというふうに思っています。

○委員（尾崎信夫君） これ、当初からこういうものをどうやって保管してたのかということですよ。そもそもはどうだったのか。それから枝木のリサイクルだって、別にこれ屋根かけなくたっていいわけですよ。周辺に飛散しないようなもので囲うだけでいいわけで、枝木のチップ置き場にしたら、これ正直言うと堆肥になるもんなんだから、雨かかったっていいわけですよ。だから、なぜこの屋根をかけなきゃいけないようなものになったのか。

そもそもこの枝木リサイクルを始めるときの計画がどういう計画であって、それでそれがどういう形でこういう形に変化したのかというのは全然資料ないんですか、市のほうとしては。この2点。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 状況的には、そのストックヤード自体に屋根のありなし、そういった問題は当然でございます。それで今としてみれば、逆に屋根のない施設で対応できるもの、そういった認識がございました。ただそういった面では状況的にはやはり紙パック等濡れてはいけないようなものもストックせざるを得ない、そういった内容の中ではやはり屋根が必要というような判断が示されたというふうな考え方は持っています。

また、枝木のリサイクルに関しましては、我々このリサイクルを先ほどお話にあったとおり、やはりごみとしてやるんじゃないで、あくまでリサイクルというところで、以前こういう検討委員会等を踏まえまして、こういった内容に確立していったという経緯がございます。そういった中でやはり機械の先ほどの部分、そういった面ではやはり必要な屋根が当然出てくるところ、そういったところとチップ自体、それを分けてという考え方がなかったというのが現状というところがございます。

以上です。

○ごみ減量課長（福島啓二君） 先ほど長瀬委員のほうから剪定枝の関係で、剪定枝の処理については別枠という東京都の見解を私ども確認してまいりましたけれども、その根拠を含めて文書で提出してほしいとお話があったんですが、その文書について正式にこういった文書ということは現在ないんですけれども（長瀬りつ委員「都からもらってください」と呼ぶ）今の話、都からもらえるかどうかわかりませんが、要望はしようと思っております。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） ただいま長瀬委員から改めて資料要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員（吉野 孝君） この施設そのものが改善されなければならない、近隣の市民にとってみれば大変不安なところが、可燃物だとかというのがあるという状況の中で、この8月の28日に、消防署に対して消防設備点検結果報告書というのを提出していますよね、市が。これは前回の全協のときにはこの資料というのは提出されていなかったんですが、これは現にあるものなので、どういう点を結果的にやらなければならないのかについてもう少し細かく見たいと思うんです。これについての点検結果報告書の提出をお願いしたいと思うんですが。

○委員長（関田 貢君） ただいま吉野委員から資料要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（関田 貢君） これをもって、平成20年第5回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時 8分 散会